

連合新会費制度の概要と課題

2024. 5. 16

2024年度県本部財政担当役職員会議

内 容

1. 連合における議論経過
2. 制度改正の概要
3. 登録人員にかかわる考え方と自治労の対応
4. 県本部負担額の考え方
5. 県本部納入人員の確定と納入フロー（想定）
6. 今後のスケジュールについて

1. 連合における議論経過

- 2022年6月 中央会費制度実行プランを決定（第87回中央委員会）
「組織登録・交付金等のあり方に係る作業部会」を設置
※自治労からは伊藤書記長が委員として参加
- 2023年12月 作業部会「最終報告」を確認（第91回中央委員会）
- 2024年4月 中央会費制度 会費単価区分A～C ごとの登録人員を確定
- 2024年10月 中央会費制度 会費単価区分A～C ごとの会費単価を確定

2. 制度改正の概要

移行スケジュール

準備期間	2022年6月～2025年12月
移行期間	2026年1月～2034年12月
新制度完全移行	2035年1月

2. 制度改正の概要 (①納入方法)

- 2026年1月より納入方法が、中央本部からの一括納入にかわりまます
- 県本部は相当分を本部に納入していただくこととなります (県本部負担分)

現行

本部会費
(連合本部)

自治労本部

地方会費
(地方連合会)

県本部



2026/1 移行期間～

中央会費
(連合本部)
(地方連合会)

自治労本部

県本部

3. 登録人員にかかわる考え方と自治労の対応

①登録数と納入率

登録数 = 自治労の登録数

納入率 = 登録数 × 90%

(自治労組合費の80%と異なることに注意)

- ※1 地方連合会における各県本部の組織人員数も、現行の県本部が各地方連合に登録する数から、自治労登録納入確定における登録数へ変更となる
- ※2 ※1に基づき地方連合運動に参画することとなる (代議員数や執行部選出等含む)

3. 登録人員にかかわる考え方と自治労の対応

②会費単価区分

	中央会費制度における 基本方針	自治労対応
区分A	一般	区分B, C以外
区分B	パート等 (週20時間以上)	登録納入確定 年収減免A, B
区分C	パート等 (週20時間未満)	登録納入確定 年収減免C

4. 県本部負担額の考え方

【2035年1月：制度完成時】

単価（新会費単価から本部負担額を引いた金額） × 県本部納入数

【2026年1月～2034年12月：移行期間中】

- 移行期間中は経過措置として「新会費」と「賦課金（※）」の組み合わせとなり、「新会費」の単価が6回にわたって変動
- 2024年10月の単価の決定後に移行期間中の自治労での取り扱いについて提示

※賦課金＝2025年に各県本部が地方連合へ納入した金額の合計

Q8 移行期間（9年）では何をするの？ ②

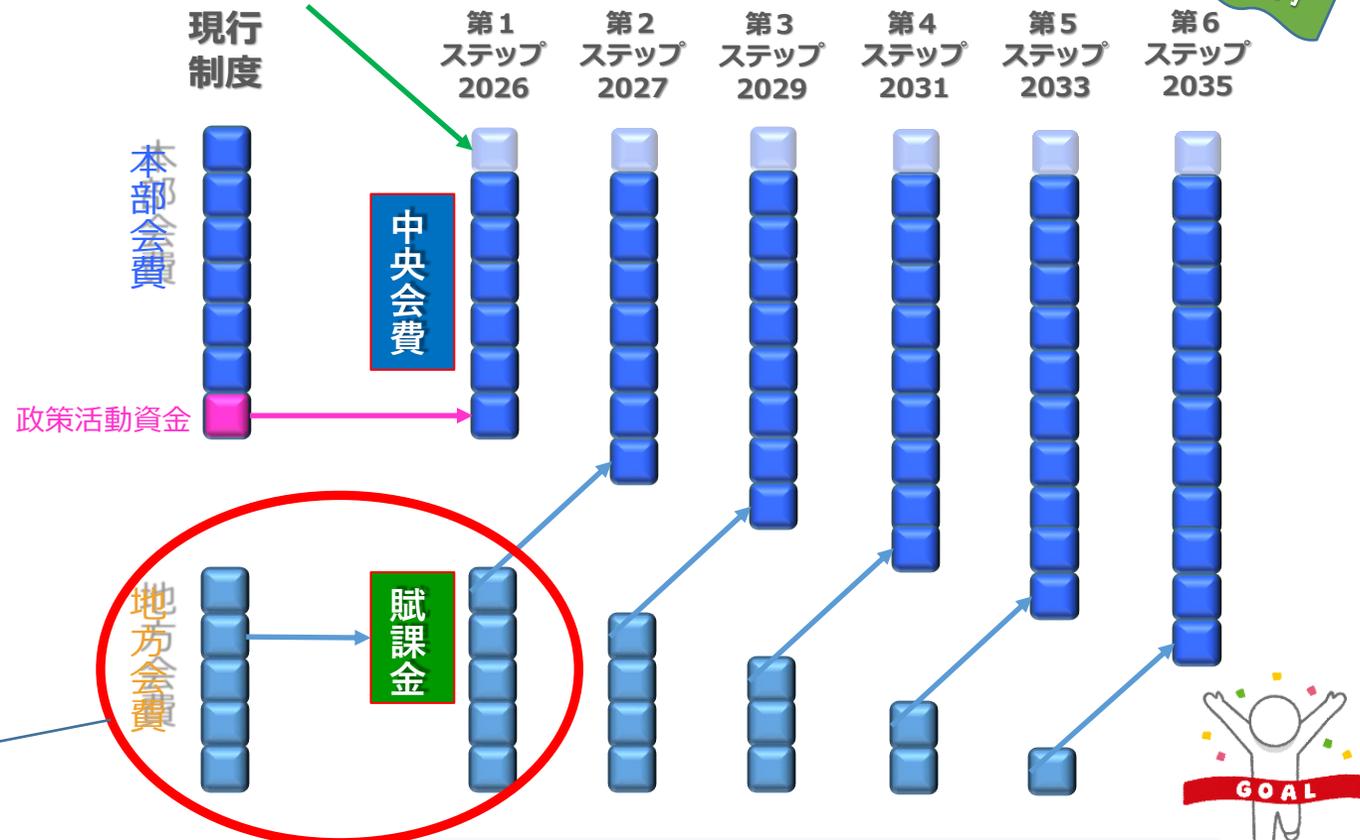
6段階のステップで完全移行していきます



本省会費
一律
(差なし)

地方会費
違い
(差あり)

基礎控除による減額



差の残る賦課金は段階的に中央会費に収れん

2025年に県本部が地方連合に支払った金額（会計年度による）支払った金額がそのまま新制度に移行

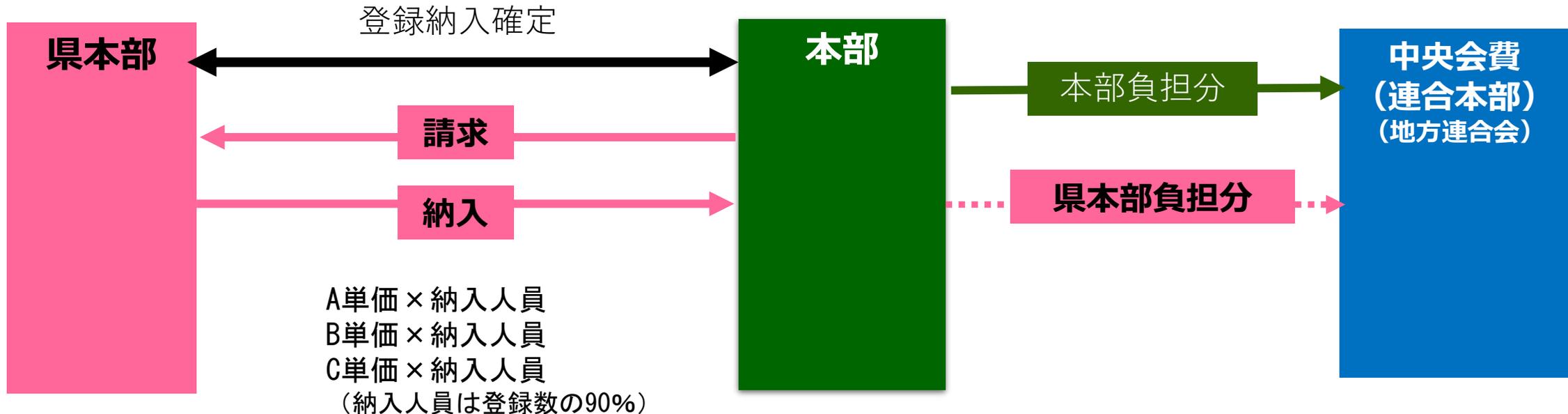


4. 県本部負担額の考え方

- 今年（2024年●月～2025年●月）の地方連合への支払額が新制度に移行してからの県本部負担額の基準の一つとなる
- くれぐれも今年度の地方連合会への登録は、正確な人数・区分（正規・パート）を登録していただくよう、お願いいたします

5. 県本部納入人員の確定と納入フロー（想定）

- 毎年の登録納入確定で確認する自治労登録人数を、**同時に連合会費の登録人数として確定**
【**連合会費：納入率90%** 自治労組合費：納入率80%】
- 毎月、本部は県本部に「自治労組合費」と「連合会費」を請求する
- 本部は、「本部負担分」と「県本部から納入された県本部負担分」をあわせて連合に納入する



6. 今後のスケジュールについて

2024年10月 中央会費制度 新会費単価の決定

2025年1月 県本部代表者会議にて県本部負担額の単価や
移行期間中の自治労内の取り扱い等を提示

2025年8月 定期大会において必要な規約・規則の改正